

令和3年度 第5回
栃木市国民健康保険運営協議会会議録

日 時：令和3年12月17日（金）

午後1時～午後2時

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

4階 講義室

事務局：栃木市 生活環境部 保険年金課

(事務局)

それでは、定刻になりましたので、只今から、第5回栃木市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

会議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

それでは、資料の1ページの次第に従いまして、本日の会議を進めさせていただきます。はじめに白石会長よりご挨拶をお願いいたします。

(白石会長)

皆さんこんにちは。年末あと2週間で今年も終わるせわしない中、ご参集いただきましてありがとうございます。本日は、市長に対する答申をまとめ上げられたらいいかなと思っていますので、皆様のご協力をお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、会議を進めさせていただきます。会議の進行につきましては、栃木市国民健康保険規則第9条に「協議会の会議は、会長が議長となる」と規定されておりますので、白石会長をお願いしたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(白石会長)

それでは、会議を進行させていただきます。はじめに事務局より定足数の報告を求めます。

(事務局)

ご報告いたします。本協議会の定数は18名ですが、本日は16名の方が出席されており、栃木市国民健康保険規則第11条に規定する会議の定足数である「委員定数の半数以上の出席」の要件を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。以上でございます。

(白石会長)

次に、会議録署名者の指名であります。慣例によりまして、2人の委員を指名させていただきます。

7番の川島吉人委員、8番の栗田口淳子委員をお願いいたします。

それでは、次第4の議事に移ります。

始めに、(1) 栃木市国民健康保険税率及び課税限度額の見直しについて、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

本日は、これまでの協議を踏まえて、答申(案)をご検討いただく予定でしたが、資料送付後に県から令和4年度の事業費納付金額についての情報が入りまして、今後の見通しにも変化が生じることから、今回資料を追加で出させていただきます。事業費納付金は、正式には、来月下旬までに確定値と標準保険料率が示されますが、情報によると事業費納付金額が概算で44億円程度となるため、試算時に参考とした令和3年度の事業費納付金の47億円より約2億4千万円減額となることから、前回お示しした今後の見通し状況も変わるため、急遽再試算した資料を追加させていただきます。

本日追加した資料をご覧ください。1枚目が再試算したもの。2枚目が前回の資料となります。

前回、基金の余剰金17億円を5年から10年間で取り崩すことを前提に、保険税率案を案1から案3までお示しし、(案1)の医療分所得割7.2%ということで、意見が集約されたと思います。しかし、資料にあるとおり、基金の状況について7.2%では、今後3年間は現在の基金残を上回り、7.0%でも現状維持、6.8%で微減ということになります。次ページにあります前回の7.2%の案1において、令和6年度基金残高が約22億円でしたが、今回再試算した案3の6.8%でも24億8千万円となります。

事業費納付金の減額について県では、医療の高度による一人当たりの医療費の増加と団塊世代の後期高齢者医療への移行による被保険者減少など考慮し、また、令和元年度・令和2年度と決算剰余金が生じており、その剰余金の取り扱いについて県と市町で協議いたしまして、事業費納付金の大幅な増加を抑制し、年度間の安定を図るため、活用することになっていると説明しております。今回、その剰余金のうち18億円を事業費納付金の減額に使うとされたことから、被保険者減少による減額分と合わせて約2億4千万円減額される見通しとなっております。このような状況のため、再度、医療分の保険税率についてご協議いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

(白石会長)

ただいま事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。当初予定していた納付金が2億4千万円ほど減額になると、今後とも安定的にその程度推移するとの県の情報であります。それにつきまして、今の説明を受けてのご意見がありましたらお願いします。

(A委員)

二つほどありまして、一つ目が納付金の減額についての中身、どういう内容

なのか教えてください。

(事務局)

事業費納付金につきましては、県で市町ごとの一人当たりの医療費や税の収納率を踏まえて、すごい細かい出し方らしいので、私もはっきりは把握していないんですが、医療費の伸びなどを踏まえて県全体としてどれくらいの医療費が必要となるかというのを試算してその中で各市町ごとに事業費納付金を割り振っていきます。今回は、令和元年度と2年度の県の決算をしたとき剰余金はかなりあると、それをどうするのかと話があり、私どももそうなんですが、一気に使うのか、それともある程度算定して使うのかということになっていまして、市町としてはその年ごとに上下していくのは好ましくないで、やはり安定的に使っていくほうが良いということですが、今回残がけっこう多いのでその中の一部18億円を事業費納付金に回しますという話がありまして、本市は、2億4千万円が減額になると見通しで、今後県の方とすると一人当たりの納付金額が全市町で前年度を超えないように納付金の減額に活用していくという話を伺っていますので、令和3年度の納付金額が一番少ない額だったので、試算するときは活用したんですが、またそれより下がってしまうと、また今後あまり上下しないでしょうと県の説明ですので、やはり高いままの数値で税率を検討するのはいかがかなのかと急遽資料を出させていただきました。

(A委員)

二つ目ですが、負担が減るということで、今回の追加資料ですと案3が事務局としてもいいという案でよろしいんですね。

(事務局)

事務局としてはどの案というのは言いづらいですが、やはりこのまま基金がずっと増えていくのは好ましくないで、この協議会のなかで、2年後に見直しをするという話もありましたので、できれば3の案で少しずつでも基金を減らしていきたいと思っています。

(B委員)

確認ですが、この案が変わるということは郵送された資料の6ページ以降の数字もみんな変わってくるってことでいいんですか。

(事務局)

その通りです

(B委員)

そうするとこの資料の世帯のモデルとか役に立たないんですか、でもそれはおおむね今より下がるということでもいいんですか。

(事務局)

その通りです

(B委員)

そのうえで聞きたいんですが、7.2、7.0、6.8にこだわる必要はどこかにあるんですか。例えばさきほどの話だと7.2%とって、見込みで令和6年度2,218,869という数字になっていますが、それが2,480,420という数字になりますから、簡単に言うと6.6くらいに落としても変わらないってことではないんでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりです。たまたま前回資料として出させていただいたのがこの3つの案で、比較する意味でこのようにさせていただきました。

(B委員)

申し上げたいのは、どうしてこの案になったかっていうと、余っている27億円のうち10億を残したお金を激変も困るし足りなくなるのも困るということで、適当に減らすというのが目的だったんですよね。適当に減らす量が変わるとすれば、なにもこの6.8とかにこだわる必要性がなくなるわけで、金額が同じになるようにもう一度再設定してもいいということになりませんか。

(白石会長)

事務局どうですかね。前回令和6年度が22億円になるような設定でこれでいいでしょうとしたわけですが、6.8%で24億ということでそこらへんは、どういうふうを考えて。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、前回パターンの5年から10年ということでやったときにたまたま7.2、7.0、6.8という税率になるような形の試算が出たものですから、今回それに合わせて比較する意味も含めて作らせていただいた。ですので、委員おっしゃるとおりもうちょっと下げられるのだったら下げてもいいじゃないのというのは、一つの考え方で大丈夫だと思います。

(B委員)

要するにこれ議会を通さなきゃならないからおしりが決まっているわけですよ。それが一番の原因だと思っている。会の趣旨からすると数字の方が正当だと思うし、議会通さなきゃいけないので数字が作りにくいのであれば、ここです承をとらないと答申書が出せないのですよね。答申書には数字が載っているのですよね。今日の会議で事務局がおっしゃりたいのは税率などと書いてある(2)の中を今回新たに配られた案3の数字に沿って置き換えた数字を入れて答申書として今日決議したいというシナリオだと思うんですが、なんか国保加入者を置き去りにしたような決定になりかねないと思うんで、今日の会議の方向性ですね、案を了承するのではなくて、令和6年度の基金残高をいくらにするかっていうことで、皆さんが納得すれば、数字を作っていただいて答申書を作るってことをこの場で賛成してもいいのではないかと考えるので提案したいと思います。

(白石会長)

B委員の提案ですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(A委員)

B委員が言ったとおりだと思います。さっき気がつかなかったのですが、やろうという数字を持っていくと6.2、6.3くらいいいけると思います。ざつとですが、このような形でいけば答申書に間に合うと思います。

(C委員)

ちょっと確認させていただきたいんですが、今7.0と言っているのは、事前配布の資料の11ページの令和3年度の県内の医療分所得割8.2%のことですよ。県全体で見たときにすごく栃木市高いなと思ったんです。例えば参考ですが同じ規模のところ、栃木市だと同じ規模だどどの辺を見ればいいんですか。栃木市はかなり高いし、先生がおっしゃった6.6とか5.5とかいろいろあるんだなと、貴重なご提案だと思います。

(D委員)

私もB委員がおっしゃったように前回の会議で10年間で基金17億円を取り崩していくということでその試算が基金残高22億1,800万円ということで、その案が採用になったわけですが、今回が県の事業費納付金が減額されたことによって6.8%であっても24億8,000万円の残金が生じると、前回の会議の中で22億が24億8,000万円の試算から増えてるわけなん

ですよね。それを考えたときに前回の22億1,800万円に照らし合わせて、国保加入者の負担を軽減する点から、6.8%にこだわらなくても22億1,800万円をベースとした税率に試算をしたほうがいいと思います。

(白石会長)

今のところB委員の提案に同調する意見が多いですが、こんなところでまとめていいですか。ここで試算ができればいいですが、できるんですか。

(事務局)

すみません。今正確には出せないですが、概算として6.6%もしくは6.5%くらいになるかなという感じです。はっきり精査しないと、2億円程度減るわけですから、0.2%くらいは下がるかなと思います。6.6%くらいでできるかなと思います。

(B委員)

前回今年ではなく、県で示してきた栃木市の所得割は何パーセントですか。

(事務局)

令和3年度で、資料3ページの標準保険料率の表の令和3年度のところで、医療分の所得割ですと、7.6%です。

(B委員)

これは、令和3年度の栃木市の医療分ですね。それに加えて11ページの表でそんなに8%超えているのは、栃木市、高根沢町、壬生町とかで、他は参考までですが知らなくてもいいんですが、他は県が示した標準保険料率との乖離幅ってというのはどのくらいですか。

(事務局)

例えば足利市ですと、全体で現行税率が10.9%、県が示した標準保険料率が11.18%になっていますので、県が示した標準保険料率のほうが0.28%高いということになっています。小山市ですと現行税率全体が11.4%、県が示した標準保険料率が11.93%になっていますので、0.5%標準保険料率が高いということになっていますので、現在現行税率より標準保険料率の方がほとんどの市町が高い状態になっていますので、市ですと栃木市と真岡市、那須塩原市については、標準保険料率より高い税率をかけていますので、結果的にはその分黒字になるような財政状況になるということになります。

(B委員)

なぜお聞きしたかという参考にする数字がないということだったので、県の標準保険料率を参考にして県が言ってるわけなんで、それに準拠した数字になればそれはそれでいいのかなと思ったんで、来月には数字が出てくるということですから、試算をしてその乖離があまりないならそのお尻の数字で数字合わせをしていいのかなと、あんまりひどい乖離だと赤字になるときに申し訳がたたなくなるでしょうから、なにか根拠をもうひとつだけあったほうがいいかと思ってお聞きしました。

(白石会長)

県からの情報は納付金だけで、標準保険料率については情報はないってことですか。

(事務局)

今のところ概算で事業費納付金の額が示されているだけでして、正式に1月下旬に事業費納付金の確定した額が決まりますので、それによりまして標準保険料率が示されるということになります。

(B委員)

県全体の平均値は出るんですよね。

(事務局)

県全体の数値というのは出ます。

(B委員)

それと実情に合わせた各市町向けの値はでますよね。それが1月なんですよ。それだと間に合わない。12月に答申出さないと、来月の議会に通らないでしょ。

(白石会長)

基金残高が22億1,800万円くらいになるようなことで、逆算して所得割の税率を決めていくということで、よろしいでしょうか。

(A委員)

計算は難しいのでよくわからないですが、だいたいですよ、6.4%で21億円前後の数字が出るんじゃないかなと感覚でお話しているのですが、6.6%

よりも21億前後なら仕方ないかなと私は思うんですけど。

(E委員)

令和6年度に22億円のベースでの計算はできると思うんです。今おっしゃるとおり6.4%にして21億くらい、そのペースでいったとして、最終的な到達点は10年後に約5%10億くらいを到達する予定で組んでいるわけですよ、そうすると、今おっしゃる6.4%でいって、2年おきに見直しをするのでかまわないですが、この6.4より下は10年後、10億を割るようなことにはなりませんかね。

(事務局)

委員おっしゃるとおり、赤字についてはこの表を見ていただきますとわかりますが、雪だるま式に増えていく状況にありますので、一定額でずつとなるわけではないんですが、同じくらいの赤字額が微増くらいの形で増えていく、そうするとあまり下げすぎると10年というのはもたないという状況です。今回試算した6.8%にした場合でも、予想では令和8年度末で18億円に下がってくるので、あまり下げすぎると10年は持たないです。

(E委員)

それが心配で令和6年度までの到達点だけではなくて10年後が目標なので、10年後6.4%でいけるのであれば僕は賛成ですが、10年後で考えた方がよろしいのではないかと思います。

(B委員)

このあいだその話がでて、最初についた傾きがこういう風にいけば、ぶつかるんですね。傾きを自由に変えていかなければいけないから3年ごとに見直すということで、3年目の最初の傾きはこのくらいでも大丈夫っていうのは22億円くらいだったはずなんですよ。3年後に減らすところが22億であってもそれは同じで次に見直して角度を変えるということで、同じ角度だと10年持たない、ある一定の角度で少しずつ変えていくということでお話をしたはずで、10年分で試算したのではない、7年分くらいの試算で傾けていくというお話だと思うんですよ。令和6年度のケツが22億円というのは足りなくなる、3年後の見直しでちょっと傾きが変わる。ただ状況変わるんですよ。病気の人の数だとか国保加入している人の数だとか、統計とか見ると2025年団塊の世代の話もありますけど45年くらいになるといなくなっちゃうんですよ。年寄りが減っていくんですね。支える%は変わるんだけど、高齢者の絶対数、医

療費が変わるんですよ。そこまでの間に少しずつ変わる。状況は多分5年単位くらいで変わっていくので、見直しは3年単位でしないといけないかなと考えてます。

(白石会長)

E委員の意見は10年後の基金残高は10億円というふうにして今の納付金2億4,000万円下がりましたが、それで計算し直すというのでいいかと、それで所得割の税率を決める、それは一理あるかと思います。答申案の12ページを見ると10年で17億円取り崩すというそういう文言からするとE委員のほうで理論的にはあっているかなと思うんですが、皆さんどうでしょうか。

(A委員)

私はさっき聞いたのは、どういうことで減額になったかということはそういうことにくるんですけど、B委員が言ってくれた、3年後の見直しとか曲線、見直しもあるということがあれば今社会状況はわかりませんが、かなり厳しいという中で22億にこだわらなくても21億でいいんじゃないかと、負担率を下げると、物価も上がっているし、大変だからと思うから答申書はできているんですけどもうちょっと数字的に抑えてもいいかなと思います。

(F委員)

私も概ねB委員と同調ですが、この見直し案を見ると0.2%で2億円ずつ減っているわけですよ。令和6年の29億、27億、24億、それを考えるともう0.2%くらいは許されるかなと思うんです。ただ0.4%下げて6.4%にしたときに2年後の見直しでカーブの見直しで上げ幅が大きくなっちゃう、そうすると皆さんの負担額のあれだし、例えばコロナが今全部公費ですけど保険で賄うことになるインフルエンザのようになっていけば保険の支出も大きくなるし、コロナの治療薬の値段もわかりませんがそう安いものじゃない、オプシーボみたいに一人に何千万ってかかるわけじゃないけれども、一人にかかる値が小さくてもかかる人数はオプシーボを必要とする人数の比較にならないほど増える場合があるので、やはりここは2年後余裕をもって考えなくてはならないと思うんですよ。だから今急に6.8を6.4に持って行ってまた、2年後、3年後、4年後にカーブを小さくして、結局は目には上げる形になることも考えられるので、その時の上げ幅を小さくした方が皆さんも受け入れやすいし、答申を作る事務方も難しくないと思うので私は大きくても0.3%、ざっくりばらんな計算でいけばもう2億くらい下がっても令和6年に2億くらい下がる比例関係の考えをすれば6.6%というのは妥当な線かなと思っ

ていました。6.4%までだと見直しの時きつかないと、余裕がなくなりすぎかなと思いました。

(白石会長)

他にご意見はありますか。下げ幅を曲線にすることは上げるってことですよ。傾きを変えることです。ということは、F委員が言ったような考え方も一理はあるかなという感じです。

(G委員)

国民健康保険の会議の方に考えさせたら、下げたら喜びますが、上げるのはあんまり喜ばしくないから、そんなに今回思い切って下げなくて、安定した感じの中で%を持って行った方がいいかと思います。いろいろ出てますけど、6.4とか。上げるって言うのは非常によくないっていうか、受けが悪いので、私は払う方としては感じます。

(H委員)

数字が見えないところで議論しているんですよね。今言った第4案、第5案、至急作っていただいて令和5年、6年と10年後の数値それを出してもう一回年内にここで議論したらどうですかね。全然見えないですよ。数字出してお任せしますって話なんですかね。

(B委員)

本来ならば数字を見てそれを確認して皆さんが手を挙げるっていうのは、筋道だと思うんですが、先ほどから申し上げているように前回の会議でほとんど皆さんご同意なされたわけですよ。残高27億これをどうするか10億くらいとっておきたい。これ皆さん了承された。その17億をどうやって減らしていくってことに関して段階的に減らしていくってこともご同意なされた。でもあまり急なカーブではだめだということ、10年後に10億が残っている。でも10年後って全然関係なくて、15年後とか20年後とかって10億残っている。だから17億をどのくらいゆっくり下げるかってことに皆さん同意しました。その時、数字をきっちり決めたわけではないんですよ。%も、だから我々が見た資料として有効なのは令和6年度の基金残高がどうなっているのかってことが重要なわけなんです。だとすればこれがいくらになるかっていうのをここで暫定的に決めてそこに数字を作っただけならば、あと資料を見てハンコを押すだけという風に私は考えているので、この数字を決めればあとは事務局にお任せして、こういうことになりましたという答申書最終案をい

ただいて、郵送でも結構ですからハンコを押せばこの会議の責任は果たせるのかなと考えたので、一例の提案とご質問をさせていただいています。

(白石会長)

前回皆さんの同意を得られた基本的なものは、10年後に基金残高を10億円にするということで、10年間で17億円を取り崩すその試算で今回出てきたわけですが、その前提となる納付金が下がったということで、それに合わせる形で基本的には10年間で17億円基金を取り崩すというような、県が示した納付金で計算し直すというふうなことで税率を決めていくということによろしいでしょうか。

(I 委員)

私前回お休みだったので、10億円となるところが、17億円を10年間で取り崩すという試算をするってことですが、15年後、20年後ということですがそれが全然頭になくていいんですか。10億をずっと維持できるような計算をしていこうってことですか、わかりました。

(白石会長)

最終的には10億円に基金が到達した時点ではある程度の基金が減らないような税率にしていく考え方だと思います。

(G 委員)

先ほど島田課長のほうから言ったときに、A委員が計算すると6.6%にすると22億円になると言いましたけど、世の中の状況でアップダウンいろいろあるから、そういう話さっき島田課長言っていましたよね、そうすると6.8%くらいが一番心配ないかなとお話してましたよね。したと思うんですけど、そういう職員の長年の経験でデータがわかっているんならそのへんでやっていつて2、3年後にまた見直していけばいいと思うんですけど、これまた持ち帰って書類を出してもらって、きりが無いと思うんですよね。課長が言うようなことでやってみて2、3年後また検討していくとどうですか会長。

(A 委員)

事務局の意見では6.6%でもいけるという話だったわけです。今までの話、B委員の話そのとおりでと思うんで、結局どこを落としどころでいくのか、今資料にある6年度の金額を持っていくと一番無難な6.6%ではいけるということで、私はこういう状況で見直しも含めて国保税高いという方も多いので、

ちょっと頑張って6.4%でもいいんじゃないかと、6.5%でも6.6%でも6.8%でもいいんですが、議論をすることが大事なんで、どう決まったかということがたぶん協議会の一番いいところなんで、それを理解して答申を出さないとまずいと思うんで、大枠はB委員と同じ意見です。%にはこだわっていません。一番いいところに落としてもらえればいいです。

(B委員)

H委員のおっしゃったようにめくら判を押すことはできないから、今ここでまとめて数字を出せないし、あとで会するというのも時間がないし、だったらここに集約するっていう意味で、A委員が言ったし、私も言いましたが、このくらいの残高になるっていうところでやっていく、今8.2%とあるのを大幅に下げる形にするとあんまり追いつきができてない、そこも踏まえてG委員がおっしゃるように6.8%もある気がします、6.8%とか6.6%とか残高いくらになればいいのかくらいしか最終的にこの場で決められるのはないかとそれでそこで決めて試算をだしてもらって答申書を出してもらって、ハンコを押すくらいは必要だと思います。めくら判は難しい。

(白石会長)

今までの議論を整理すると当初決めた10年間で17億円の基金を減らしていくという基本で、県から示された納付金44億8,000万円を当てはめて計算し直す、それを皆さんに今後数値を示して、確認してもらう、そういったことでよろしいでしょうか。

(A委員)

具体的な数字が今22億円という数字がある程度皆さん納得しているわけです。そこらへんの数字を明確にしてもらった方が納得しやすいと思う。

(白石会長)

令和6年度の基金残高を22億円前後くらいにするというのを基準にして、計算し直すということはどうでしょうか。よろしいですかね。答申案についてこの後議論していきたいと思います。答申案についての通知を出してもらう前提で、答申書について皆様のご意見をいただきたいと思いますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、2ページをご覧ください。

これまでの協議を踏まえ、国民健康保険税及び課税限度額の見直しについて（案）をご説明いたします。

1の国民健康保険税率等の見直しの考え方ですが、これまでの経緯や見直しのポイントを整理したものです。上から8行目になりますが、前回改定時の収支見通しでは、財源不足により保険財政調整基金を取り崩すことを見込んでいましたが、国保制度改革等の影響から令和元年度、2年度と剰余金が発生し、基金への積立を行い、令和3年度末の基金残高は約27億円の見込みであります。そこで県が示す事業費納付金と基金残高等を踏まえて見直しを行うとしております。

(1) 国民健康保険税率については、基本となる保険税率を、県が算定した本市の令和3年度標準保険料率とし、次に今後安定的な国保運営を行うための適正な基金の保有額を、予算額の約5%程度・10億円としました。27億円から10億円を差し引いた17億円について、急激な取り崩しではなく、緩やかに10年間で取り崩していくこととし、試算に当たっては、後期高齢者や介護保険対象者の増高を見込み、後期高齢者支援金分と介護納付金分は、基本とした標準保険料率の通りとして、医療給付費分において減算したものを改正案とするというものです。

(2) 課税限度額の引き上げについては、高額所得者の負担能力に応じた課税を図り、中間所得者の負担軽減を図るため、現行の地方税法施行令に合わせ、93万円から99万円に引き上げるというものです。

(3) 今後の見直しについては、事業費納付金の状況や、被保険者減少に伴う税収の減などから、赤字額が年々増え、基金取り崩しの額も増大することが予測されるため、令和5年度に検証を行うものとするというものです。

次の3ページから11ページがこれまでの資料になります。

今回さきほどの議論の中で税率については見直すということになったので、中の資料については数字が変わりますので、改めて資料は補足したいと思います。

12・13ページをお開き下さい。答申（案）になります。

【結論】の1と2については、先程ご説明したことが記載されております。3の付帯意見として、2年後・令和5年度に検証を行うこと。国保税収納率の向上、保健事業の推進に努めること。子どもに対する均等割軽減措置の拡大について、国への要望及び本市における対応の検討に努めることとしております。

説明は以上となります。

(白石会長)

ただいま事務局から答申案について説明がありました。これについてご意見

があれば伺いたいと思います。数字的には変わるということで、12、13ページについて変わってきますので、ご了承願いたいと思います。よろしいですか。もう1回確認していきます。今の答申案についてご異議ございませんか。

(異議なし。)

ご異議ないようですので、本件については、原案のとおり承認していきたいと思えます。市長に対し答申をしたいと思えます。数字的なものについては後日事務局で作成してそれを確認していただきたいと思えます。

続きまして、(2) その他であります、事務局から何かありますか。

(事務局)

それでは一言申し上げさせていただきます。

委員の皆様にはご多忙またコロナ禍の中で、税率の見直しという市民生活に直結した諮問について、真摯なご検討をいただきまして、大変ありがとうございました。今回あるテレビ局の企画におきまして栃木市の保険税率が関東で一番高いという報道がございました。それは平成30年度データに基づく世帯主の年収450万円のモデルケースでございまして、栃木市は令和元年度に税率の見直しを行っていること、また、モデルケースによっては、違った結果がでたのかなとも考えられます。この件については、一部市民の方から本市への移住をためらう悪影響が出るのではないかとのご意見もいただき、市長も大変気にかけておりました。今回基金残高等も踏まえて、引き下げでの方向性の答申得られましたことは市民の方に一定のご理解をいただけるものと考えております。協議会につきましては、今後も税率改正等の条例案と令和4年度の予算案などにつきましてご説明をさせていただく機会を設ける予定となっておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

(白石会長)

その他ご意見ございませんか。ご意見等がないようですので、ここで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。お疲れ様でした。

令和3年12月17日

会 長 白 石 幹 男

署名委員

署名委員